

# 第9章

## 貿易関連投資措置

### 1. ルールの概観

#### (1) ルールの背景

1980年代後半以降、世界各国の海外直接投資は大きな伸びを示したが、投資受入国、特に開発途上国においては、自国産業の保護・育成、外貨流出の防止等の観点から、外国からの投資を受け入れるにあたって、様々な要求が行われる場合がある。

このような要求の例としては、ローカルコンテンツ要求(国産品の購入又は使用の要求)、使用部品の製造要求、輸出入均衡要求、国内販売要求、技術移転要求、輸出要求(生産量の一定割合を(特定の地域に)輸出することに対してインセンティブを与えるもの)、出資比率規制、為替規制、送金規制、ライセンス要求、雇用規制等が挙げられる。これらの投資措置の一部は、強い貿易歪曲効果を有し、GATT第3条及び第11条に反するため禁止されている。

投資規制に関する国際規範は従来から存在するが、ウルグアイ・ラウンド交渉が終結するまでは、規律内容及び対象国の点で限定的なものにとどまっていた。例えば、経済協力開発機構(OECD)の「資本移動の自由化に関するコード」において、加盟国は直接投資について幅広い自由化義務が課されているが、係る義務については、各国は自由に留保を付すことができるようになっており、実際に各国は多くの留保を付している。また、二国間条約等においても、投資一般について最恵国待遇を約束しているものはあるが、内国民待遇まで

認めているものは多くない。1994年11月に採択されたAPECの投資原則は、最恵国待遇及び内国民待遇を含め、投資全般に関するルールを定めたものであるが、拘束力を有しないものである。

#### (2) 法的規律の概要

1947年のGATTにおいても、内国民待遇付与の規定や数量制限禁止の規定に違反する投資措置は禁止されていたが、禁止される措置の範囲については明確ではなかったため、ウルグアイ・ラウンドでは、貿易に関連する投資措置(Trade-Related Investment Measures、略して「TRIMs」)の規律の在り方が議論され、WTO協定の附属書1A:物品の貿易に関する多角的協定の一部として「貿易に関連する投資措置に関する協定」(TRIMs協定)が合意された。同協定は、輸入産品を課税、規則等の面で、国内産品に比べ差別的に取り扱ってはならないとするGATT第3条の内国民待遇及び第11条に規定される輸出入数量制限の一般的禁止に違反するTRIMsの禁止を規定し、特にローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替規制及び輸出制限(国内販売要求)といった措置(図表Ⅱ-9-1)をTRIMs協定の附属書の例示表に示して明示的に禁止した。また、禁止の対象となる投資制限措置には、法律等により強制的に課されるもののほか、他の優遇措置(補助金、免税等)を得るための条件とされるものも含まれることを規定した(図表Ⅱ-9-1に示されたTRIMsは、あくまで例示であり、

TRIMs 協定により禁止されるものはこれらに限定されるものではない)。同協定は、加盟国に特に新しい義務を課すものではないが、1947年のGATT上の義務が明確化されることによって、各国の措

置のGATT整合化が促進されることが強く期待されている。WTO 協定発効後、当該措置の実施国は、図表 II - 9-2 に該当する場合を除き、所定の経過期間内に措置の是正を要求されることとなる。

<図表 II - 9-1> 明示的に禁止されたTRIMsの例

①ローカルコンテンツ要求	進出企業に対して、国内製品の購入・使用を要求する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。(GATT第3条4項違反)
②輸出入均衡要求	進出企業に対して、輸入品の購入・使用を、自社の輸出額や輸出量に応じた額に限定する措置。(GATT第3条第4項違反) 進出企業に対して、国内生産に使用される製品の輸入を、一般的に又は自社の輸出額や輸出量に応じた額に制限する措置。(GATT第11条第1項違反)
③為替規制	進出企業に対して、自社の輸出額や輸出量に応じた額に外貨の調達を制限することなどにより、生産に使用される製品(部品等)の輸入を制限する措置。(GATT第11条第1項違反)
④輸出制限	進出企業に対して、現地生産した製品等の輸出又は輸出のための販売を制限する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。(GATT第11条第1項違反)

<図表 II - 9-2> TRIMs協定の例外的規定

①経過期間	協定に適合しないTRIMs(当該TRIMsは協定発効後90日以内に通報することを要する)については、先進国は2年、開発途上国は原則5年、後発開発途上国は原則7年以内に撤廃する。
②開発途上国例外	開発途上国は、実施しているTRIMsがGATT第3条又は第11条違反を構成するものであったとしても、開発途上国における経済開発の必要性に鑑みて一定の例外を認めるGATT第18条の規定にかなっていれば、当該TRIMsを維持することができる。
③衡平規定	TRIMsを課されている既存企業が競争上不利とならないように上述①の経過期間中は新規の投資企業に対しても同等のTRIMsを適用することができる。

### (3) TRIMs 撤廃期限の延長

TRIMs 協定は、WTO 協定発効日から 90 日以内に、TRIMs 協定に適合しない TRIMs を物品理事会に対して通報することを加盟国に対して義務づけ(第 5.1 条)しており、27 か国から TRIMs の存在が通報

された。通報された各国の TRIMs は、図表 II - 9-3 のとおりであり、自動車及び農業分野においてローカルコンテンツ要求を課しているものが多かった。

各国は、第 5.1 条に基づき通報した TRIMs を所定の経過期間内に廃止する義務を負っており(第

5.2条)、上記の通報国については原則として1999年末をもって経過期間が満了した。

しかし、廃止につき特別の困難があることを立証する開発途上加盟国(後発開発途上国を含む。)については、要請に基づき、物品理事会が、通報したTRIMsに係る経過措置を延長できる(第5.3条)ところ、2001年11月、チリ、アルゼンチン、コロンビア、フィリピン、メキシコ、マレーシア、パキスタン、ルーマニア及びタイについては、2003年12月末(ただし、ルーマニアについては2003年5月末、フィリピンについては2003年6月末)までTRIMs撤廃の経過期間を延長することが決定された(延長決定に至る経緯の詳細については2014年版不正貿易報告書372頁以下を参照)。

2001年11月に延長決定された各国のTRIMsに関し、アルゼンチン、チリ、コロンビア、タイ、メキシコ、マレーシア、ルーマニアは、予定どおり2003年末までにTRIMsを撤廃した。他方、フィリピンは、自動車に関するローカルコンテンツ要求及び為替規制について段階的に削減し、2003年7月1日をもってそれぞれ0%としたが、その他に60%のローカルコンテンツ要求をしている分野があり、関連政令の施行は停止されているものの撤廃には至っていない。パキスタンは、自動車分野におけるローカルコンテンツ要求について、2003年12月に再度2006年12月末までの延長申請を行ったが、2006年3月の物品理事会において、当該延長要請の公式撤回を希望する(残存している一部のTRIMsについては撤廃する意向である)旨の

発言を行った。その後、問題のあった「Deletion Program」は2006年7月で廃止、代わって「Tariff Based System」が導入された。但し、この措置は地場自動車メーカー用CKD部品には35%、それ以外は50%の関税を課すなど、現地化を促す内容となっており、事実上の「ローカルコンテンツ」要求である可能性がある。以上のとおり、第5.1条に基づきWTO協定成立直後に通報されたTRIMsは、現在では原則として撤廃されているものの、必ずしも全ての措置について明確に撤廃が確認されているわけではない点に留意が必要である。

なお、2005年12月の香港閣僚宣言では、後発開発途上国のTRIMsについて、同宣言30日後から約2年以内に物品理事会に通報された既存の措置は2012年12月18日まで維持することができ、同宣言後新規に導入された措置で、導入後6ヶ月以内に物品理事会に通報されたものは最長5年間維持できるが、いずれの措置も(物品理事会の決定により延長されたとしても)2020年には撤廃されなければならないとされた。しかし、これまで同宣言に基づくTRIMsの通報は行われていない。

また、近年WTO新規加盟国がTRIMs協定第5.1条に基づく通報を行った例として、2013年1月、ロシアがWTO加盟に際して、協定に整合しないTRIMsとして、自動車分野における「工業品組み立て」投資規制を加盟国に対して通報している。本TRIMsは、ロシアが加盟議定書によって、2018年7月1日までに撤廃する旨約束したうえで留保したものである。

<図表Ⅱ-9-3> WTO協定発行時に第5.1条に基づき通報された各国のTRIMs一覧

国名	延長期間	ローカルコンテンツ要求	輸出入均衡要求	為替規制	輸出制限	撤廃状況
アルゼンチン	2003. 12. 31	●	●			撤廃
ボリビア					△	撤廃
バルバドス		◇				
チリ	(2001. 12. 31)	○	○			撤廃
コロンビア	2003. 12. 31	○◆	◆			撤廃
コスタリカ		△				撤廃

キューバ		△				撤廃
キプロス		◇				撤廃
ドミニカ共和国		△	◇△			
エクアドル		○				
インド		△			◇△	撤廃
インドネシア		○◇△				撤廃
メキシコ	2003. 12. 31	●	●			撤廃
マレーシア	2003. 12. 31	● ▲				撤廃
パキスタン	2003. 12. 31	● △				
ペルー		◇				
フィリピン	2003. 6. 30	● △		●		
ポーランド		△				撤廃
ルーマニア	2003. 12. 31	▲				撤廃
南アフリカ		○◇△				
タイ	2003. 12. 31	○◆△				撤廃
ウガンダ		△	△	△	△	
ウルグアイ			○			
ベネズエラ		○				

(注 1) 延長要請のなかった TRIMs 措置

○：自動車分野、◇：農業分野、△：その他

(注 2) 延長要請の行われた TRIMs 措置

●：自動車分野、◆：農業分野、▲：その他

(注 3) エジプト、ナイジェリア及びヨルダンも、産業振興のためのインセンティブ制度を有している旨通報しているが、その種類、対象分野については、不明。

(注 4) その他、ポーランドが、キャッシュレジスターにつき税還付制度を有している旨通報している。

(注 5) 撤廃状況について、空欄となっている箇所は、その状況が不明であり引き続き調査中である。

【資料】 各国からの WTO 通報文書に基づいて作成。

#### (4) TRIMs 委員会

TRIMs 協定の運用及び実施に関する事項を加盟国間で議論する場として、同協定に基づき TRIMs に関する委員会 (TRIMs 委員会) が設置されている (第 7 条)。同委員会は、2012 年以降は定期的

に 2 回開催されており、物品理事会に与えられた任務<sup>1</sup>を遂行し (第 7.2 条)、物品理事会に対する年次報告を行う (第 7.3 条) 他、TRIMs 協定に非整合的である可能性がある加盟国の個別具体的な措置に関して、加盟国間で継続的な意見交換を行う場として活用されている。

<sup>1</sup> 過去に物品理事会が TRIMs 委員会に授権した任務としては、2002 年～2007 年までに行われた TRIMs 協定 4 条及び 5.3 条に関する開発途上国に対する特別かつ異なる待遇 (S&D) の提案の検討がある。

## (5) 経済的視点及び意義

TRIMs は、短期的には、実施国にとって産業保護・育成の手段となり、また、国際収支の悪化に歯止めをかける効果があると考えられることから、開発途上国を中心に実施されてきた。また、先進国による自由な投資を制限する一面があるものの、同時に開発途上国の産業発展の基盤整備に資する側面もあり得る。しかしながら、中長期的には、自由な投資活動を阻害することによって、当該国の経済発展に悪影響を及ぼす可能性が大きい。

例えばローカルコンテンツ要求措置として、進

出する製造企業が現地国産部品の使用を義務づけられた場合、当該措置の実施国の部品産業は十分な競争にさらされることなく生産を行うこととなり、国際競争力が高まらないだけでなく、進出企業にとっても高品質で割安な輸入品を使用できないため、結局完成品の国際競争力が向上しないといったような問題が起こる可能性がある。更に、当該国内の消費者もコストの高い製品の購入を余儀なくされるという不利益があり、それがゆえに国内需要の拡大も阻害され、結果として当該国の経済の発展にマイナスとなる可能性がある。

## 2. 主要ケース

### (1) インドー自動車政策 (DS146 (175))

1997年12月、自動車産業に対して製造業者と商業省との間で、新ガイドラインに基づく覚書(MOU)の作成・署名を義務づける等を内容とした新自動車政策を発表した(商工省通達 No. 60)。本政策中には、TRIMs 協定に照らし以下の問題点が含まれている。すなわち、最初の輸入部品(CKD、SKD)の輸入通関日から3年以内に50%、5年以内に70%の国内部品調達率の達成が義務づけられているほか、自動車ないしは同部品の輸出義務が操業3年目から課され、4年目からは、その輸出義務達成度に応じて輸入部品(CKD、SKD)の輸入量が規制されることとなっており、輸出入均衡要求が含まれている。なお、インドは、本政策発表以前から合弁自動車企業に対し、自動車部品の輸入に係る輸入許可証の発行の条件として、法に基づかない行政指導としてローカルコンテンツ要求や輸出入均衡要求を含む覚書(MOU)の締結を求めている経緯があり、これも TRIMs 違反の疑いが強い措置であったが、上記新自動車政策は、同行政指導を制度化したものと言える。

1998年10月には、EUが協議要請を行い、我が国は米国とともに本協議に第三国参加を行った。

1998年12月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、2000年11月、EUの要請によりパネルが設置され、日本は第三国として参加した。また、1999年6月には米国が協議要請を行い、我が国は、EUとともに第三国参加を行った。1999年7月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、2000年7月、米国の要請によりパネルが設置され、日本をはじめEU、韓国が第三国参加した。2000年11月末、これら2件のパネルは単一パネルに併合された。

インドは、本件に先立って、米国よりWTO協議・パネル設置要請された自動車を含む特定品目に係る輸入制限措置の上級委員会での敗訴を受けて、1999年12月、2001年4月1日までに輸入制限を撤廃する旨米国との間で合意しており、これを受けて、2000年4月1日より714品目の、2001年4月1日より715品目の数量制限措置を撤廃した。そして、係る措置撤廃を受けて、商工省通達 No. 60を2001年9月に廃止したが、2001年3月31日までに発生した輸出義務は継続しており、本政策は完全に撤廃されたとは言えない状況であったところ、上記単一パネルは、2001年12月に商工省通達 No. 60及びこれに基づいて締結されたMOUが、GATT第3条、第11条に違反すると判断した。パネル報告書の内容を不満とするインドは、2002

年 1 月 31 日、上級委員会に上訴したが、同年 3 月 14 日上訴を取り下げた。その後、インド政府は同年 8 月、2001 年 3 月末までに発生した輸出義務の

履行についても廃止を行い、本件自動車政策は完全に撤廃された。

## コラム ローカルコンテンツ要求の具体的事例

### 1. ローカルコンテンツ要求の具体的事例

1-1. カナダ・オンタリオ州による太陽光パネル等に関するローカルコンテンツ要求（国産品優先補助金）

1-2. インドによる太陽光パネル等に関するローカルコンテンツ要求（国産品優先補助金）

1-3. ブラジルによる自動車に関するローカルコンテンツ要求（工業製品税の条件付き減税（国産品優先補助金））

### 2. ローカルコンテンツ要求の影響と問題

#### 1. ローカルコンテンツ要求の具体的事例

ローカルコンテンツ要求とは、進出企業に対して「国内原産の製品又は国内供給源からの製品の企業による購入又は使用を要求する」行為であり、貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs 協定）第 2 条及び例示表において明示的に禁止されている。また、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第 3 条 4 項にも抵触する。

典型的には、ある国の政府が、特定の産業セクターの製造業者に対して、補助金や減税などのインセンティブを享受する条件として、一定割合以上の部品等を当該国において調達することを求める措置が挙げられる。この場合、ローカルコンテ

ント要求であるとともに、ローカルコンテンツ要求付き補助金（国産品優先補助金）として、補助金協定 3.1 (b) に抵触する可能性もある。

最近の事例としては、日本政府が 2010 年 9 月に、カナダ・オンタリオ州による太陽光パネルに関するローカルコンテンツ要求について WTO 上の二国間協議要請を行ったケースが挙げられる（2013 年 5 月、上級委員会報告書が公表され、日本の主張が概ね認められた）。

また、2011 年の不公正貿易報告書では「インドによる太陽光パネルに関するローカルコンテンツ要求（第 11 章「インド」）、「ブラジルの自動車に対する工業品税（IPI）引き上げ措置（第 10 章「その他」）に関するローカルコンテンツ要求を、WTO 協定に抵触する可能性のある新規案件として取り上げた。

本コラムでは、これら 3 件の本報告書に掲載した措置を事例として取り上げ、ローカルコンテンツ要求の問題の所在について検討する。なお、これら 3 件以外にも、インドネシア鉱物資源輸出規制（第 I 部第 2 章）やロシア廃車税（第 I 部第 9 章）など、ローカルコンテンツ要求を含む措置がある。各措置の詳細については第 I 部の各章を参照されたい。

国名	対象産品	貿易措置
カナダ オンタリオ州	太陽光発電設備・ 風力発電設備等	ローカルコンテンツ要求、国産品優先補助金 ●再生可能エネルギー由来電力の固定価格買い取り制度への参入の条件として、一定以上の現地調達率を満たした太陽光・風力発電設備等の使用を義務化。
インド	太陽光発電設備	ローカルコンテンツ要求、国産品優先補助金 ●再生可能エネルギー由来電力の固定価格買い取り制度への参入の条件として、一定以上の現地調達率を満たした太陽光発電設備等の使用を義務化。

ブラジル	自動車・情報通信機器	<p>ローカルコンテンツ要求、国産品優先補助金（課税免除）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車に対する内国税（工業品税）の税率を30%引上げた上で、ブラジル国内での一定の製造工程の実施等を要件として、自動車の製造に使用された部品の現地調達率等に応じて、内国税を減税。</li> <li>●情報通信機器の生産に関し、ブラジル国内での生産・投資、ブラジル国内産品の使用を紐付けるような各種連邦税の減免。</li> </ul>
------	------------	--

### 1-1. カナダ・オンタリオ州による太陽光パネル等に関するローカルコンテンツ要求（国産品優先補助金）

カナダ・オンタリオ州は2009年5月「グリーンエネルギー及びグリーン経済法（“Green Energy and Green Economy Act, 2009”）」<sup>2</sup>を制定し、太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギーを促進するためにかかるエネルギーの固定価格買取制度（フィード・イン・タリフ（FIT）制度）を導入した。同州は、発電事業者がFIT制度に参入する場合の条件として、一定の価値がオンタリオ州内で付加された太陽光発電設備や風力発電設備を使用することを義務づけた。

本措置により、同州内においてFIT制度に参入しようとする事業者に、ローカルコンテンツ要求を満たすため、輸入品よりもオンタリオ州産の太陽光パネル等を購入するインセンティブが生じ、輸入品が競争上不利に扱われている。

日本政府は、カナダ・オンタリオ州政府によるこうした措置は、国内産品と輸入品を差別的に扱うことを禁じたGATT第3条（内国民待遇義務）、TRIMs協定第2条及び国産品優遇を条件に補助金を交付することを禁止した補助金協定3.1(b)に違反するとして、2010年9月にWTO紛争解決手続了解に基づく二国間協議要請を行った<sup>3</sup>。さらに、2011年6月にはパネル設置要請を行い、2012年12月、パネルの最終報告書が公表された。同報告書は、我が国の主張を概ね認め、カナダがGATT第3条及びTRIMs第2条等に違反して不当な州産品優遇を行っている旨の判断を示した。ただし、補助

金協定第3条違反（禁止補助金）については、補助金認定の要件となる利益の存在が立証されていないとして違反を認定しなかった。2013年2月、カナダはパネル判断を不服として上訴し、同年5月、上級委員会報告書が発出された。上級委員会報告書は、結論においてパネル報告書の判断を支持し、GATT第3条及びTRIMs協定第2条違反を認定する一方で、補助金協定第3条違反は立証不十分として認定しなかった。（履行に係る経緯については、「第I部第8章カナダ」を参照）

### 1-2. インドー太陽光発電設備ローカルコンテンツ要求（国産品優先補助金）

2010年1月、インド政府は「ジャワハルラル・ネルー・国家太陽光指令（Jawaharalal Nehru National Solar Mission (JNNSM)）」を公表。「インドを太陽光産業における世界のリーダーにすること」、「インド国内に太陽光エネルギーを広めること」を政策目的として、3段階の時期に分けて太陽光エネルギーの普及・振興を図ることを宣言。具体的な太陽光エネルギー普及のための政策として、太陽光パネル及び太陽熱により発電された電力の固定価格買取制度（FIT）を導入した。

2010年7月、制度を所管する新・再生可能エネルギー省（Ministry of New and Renewable Energy (MNRE)）は、同制度のガイドラインを公表し、FIT制度への参入を希望する事業者の募集を開始した。インド政府は、同制度への参入条件として、一定比率のローカルコンテンツを満たすことを要求した<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> [http://www.ontla.on.ca/web/bills/bills\\_detail.do?locale=en&BillID=2145](http://www.ontla.on.ca/web/bills/bills_detail.do?locale=en&BillID=2145)

<sup>3</sup> WT/DS412/1

<sup>4</sup> Ministry of New and Renewable Energy (MNRE) of India, “Jawaharalal Nehru National Solar Mission, Guideline for Selection of New Grid Connected Solar Power Projects”

<http://www.mnre.gov.in/pdf/jnnsn-gridconnected-25072010.pdf>

i 太陽光発電プロジェクト

2011 年までの申請者に対しては、モジュールにインド国内で製造した太陽光パネルを使用することを要求。2011 年以降の申請者に対しては、太陽光パネルのセルとモジュールの両方にインド国内で生産された製品を使用することを要求。

ii 太陽熱発電プロジェクト

太陽熱発電関連施設（プラント）の 30%の部品等にインド国内で生産された製品を使用することを要求。

我が国は、本制度におけるローカルコンテンツ要求及びそれを条件とした補助金の交付は GATT 第 3 条及び貿易に関連する投資措置（TRIMs）に関する協定第 2 条及び補助金協定第 3.1 (b) に抵触する可能性があることから、2011 年 5 月に開催された WTO 補助金委員会において制度の詳細についての質問を実施<sup>5</sup>。さらに、2011 年 9 月に開催された対インド貿易政策検討制度（TPR）会合において同趣旨の質問を行い、懸念を表明した<sup>6</sup>。また、2012 年 5 月以降、WTO・TRIMs 委員会においても、米国・EU とともに繰り返し懸念を表明している。なお、米国は、2013 年 2 月、本制度が GATT 第 3 条、TRIMs 第 2 条及び補助金協定第 3 条等に違反しているとして、WTO 協議要請を行った（2014 年 2 月には協議の対象を追加する要請を行った）（我が国は、協議への第三国参加を要請したがインドが拒否）。米国は、協議によって問題解決が図られなかったことから、2014 年 4 月、パネル設置要請が行われ、同年 5 月、パネルが設置された（我が国は、第三国参加。）。

**1-3. ブラジル—自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置（国産品優先補助金）**

2011 年 9 月 15 日ブラジル政府は、自動車に対して、内国税である工業製品税の引上げを 2012 年末までの暫定措置として行うことを発表した。ただし、全ての事業者が引上げの対象となるわけではなく、工業製品税引上げの対象外となる事業者の要件についても同時に公表した。引上げ対象か

ら除外されるための条件は以下 3 つ。

- (i) メルコスール域内での原産地比率が 65%以上。
- (ii) 製造プロセス 11 工程のうち、6 工程以上がブラジル国内で行われていること。
- (iii) 総売上上の一定割合 (0.5%) を、ブラジル国内での技術開発（R&D）に投資すること。

2012 年 10 月には、工業製品税の引上げを 2013 年より 2017 年までの 5 年間延長することを決定。免税の要件として所定の燃費基準の達成等を義務づける新たな自動車政策（イノバール・アウト）を発表した。新政策に基づく免税要件は、①所定の燃費基準の達成・車両ラベルプログラムへの参加、②一定額の国内研究開発等への投資、③特定の生産工程の国内での実施とされ、これらの条件を満たした場合に減税に利用できる「クレジット」が付与されることとなった。

また、情報通信機器（電気・電子、半導体、テレビ等）の生産についても、ブラジル国内での生産・投資、ローカルコンテンツの使用を紐付けるような各種連邦税の減免も実施している。

こうした免税のための要件は、輸入品に対して不利であると考えられ、例えば、自動車分野について言えば、ブラジル国内で製造された自動車に優遇を与える効果があるものと考えられるが、加えて、自動車の製造において国産部品の使用を優遇する効果もある。また、軽減税率の適用要件における差別とみれば、GATT 3 条 4 項に違反し、自動車に対する工業製品税の軽減が補助金でもあることから、国産品優遇を条件とするものとして禁止補助金を構成する。

我が国は、自動車分野に関して、ブラジルが導入した本措置は、GATT 第 3 条及び TRIMs 協定第 2 条、補助金協定第 3.1 (b) に抵触するとして、2011 年 10 月に開催された WTO マーケット委員会において指摘を行った。また、2012 年 10 月の新政策に対しては、2012 年 11 月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に対して WTO ルールへの抵触の

<sup>5</sup> G/SCM/Q2/IND/18

<sup>6</sup> WT/TPR/M249/Add. 1

可能性を指摘した。2012年11月、2013年10月、2014年9月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会においては、経済産業審議官より懸念を表明するとともに情報提供などの協力を要請した。また、2012年11月以降、WTO物品理事会及びTRIMS委員会において米EU豪とともに繰り返し懸念を表明するなどの対応をとった。しかしながら、本政策に改善の動きが見られなかったことから、2014年1月、EUはブラジルに対してWTO協議要請を行った（我が国は第三国参加要請を行ったがブラジルが拒否。）。また、EUは協議において問題解決が図られないことから、上記、情報通信機器分野も含めて、同年10月、パネル設置を要請、同年12月にパネルが設置された（我が国は、第三国参加。）。その後、我が国も、ブラジルによる措置の改善が見られなかったことから、2015年7月、自動車分野及び情報通信分野等を対象として、二国間協議要請を実施し、同年9月、パネル設置要請を行い、パネルが設置された。現在、パネルは統合され、審理中である。

## 2. ローカルコンテンツ要求の影響と問題

こうしたローカルコンテンツ要求は、事業者に対して国内産品（部品）を優先的に使用する又は国内生産を行うインセンティブを与え、輸入品を差別的に扱い、特定産業を保護・振興する効果を持つものであり、各国は自国産業の保護・育成のための産業政策の1つの手段として導入していると考えられる。

カナダ・オンタリオ州の措置は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度への参入の条件として、ローカルコンテンツ要求を満たすことを義務づけることにより、再生可能エネルギー設備への投資において、同州内で製造された太陽光パネル等を

優先的に使用するインセンティブを人工的に創り出しているものと考えられる。WTO上の二国間協議要請を行った際の経済産業省の発表によれば「（オンタリオ州によるローカルコンテンツ要求により）日本企業がオンタリオ州向けに輸出する太陽光パネル等の製品は、同州産の製品に比べて不利な扱いを受けて」いることを、二国間協議要請を行った理由として挙げている<sup>7</sup>。インドによる太陽光パネル国産品優先補助金についても、同様の効果を有するとの主張が可能である。

ブラジルは、自動車に対する工業製品税の引上げ免除を得るための条件として、ローカルコンテンツ要求に加えて、自動車製造にかかる重要な製造工程の国内での実施、売上げの一定比率を国内におけるR&Dに投資すること等を規定した。こうした税制は、ブラジル国内で製造された自動車及び自動車部品に対して優遇を与える効果があるものとの主張が可能である。

WTO協定は、景気刺激や特定産業育成を目的として産業政策を導入すること自体を禁止しているわけでない。しかし、WTO加盟国は、国内政策をWTOルールと整合的な形で設計・実施する義務を負っており、とりわけ国内生産者に対する補助金をインセンティブとして、輸入産品・部品よりも国内産品・部品を使用するように動機付け、輸入品を差別的に扱う要件を入れるなどの政策は、WTO協定に不整合である可能性が高く、多角的貿易体制の観点から問題が多い。今後、日本製品が、各国市場において公平な扱いを受けることを確保するため、引き続き、WTOルール違反の措置については、二国間での申し入れ、WTO各委員会における議論、紛争解決手続の活用等を通じて、改善を働きかけていく必要がある。

<sup>7</sup> 2010年9月13日付け経済産業省ニュースリリース  
<http://www.meti.go.jp/press/20100913004/20100913004.html>

